

## 奥尻町**広告**掲載取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、有料**広告**(以下「**広告**」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(**広告**掲載の対象)

**第2条** 町が保有する公有財産、物品及び印刷物等を**広告**媒体として活用が可能なものについては、**広告**の掲載に努めるものとする。

(**広告**の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する**広告**は、**広告**媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 個人の名刺**広告**
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) その他、**広告**媒体に掲載する**広告**として不適当であると町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、**広告**媒体に掲載できる**広告**に関する基準は、別途定める。

(**広告**の掲載順位)

**第4条** **広告**の掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容が公共的性格を有する企業等に係る**広告**
  - (2) 町内に事業所等を有する企業等に係る**広告**
  - (3) 前各号に該当しないものの**広告**
- 2 前項の規定により同順位の**広告**が2以上あるときは、申込み順位によるものとする。

(取扱基準等の作成)

**第5条** **広告**の種類、規格、料金その他この要綱に定めのないものについては、当該**広告**媒体ごとに別に取扱い基準等を定めるものとする。

(審査会)

**第6条** **広告**の掲載の決定に係る疑義について審査するため、**広告**審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、**別表**に定める委員及び**広告**媒体を所管する長で組織し、委員長は町長をもって充てる。
- 3 審査会の会議は、委員長が招集し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、委員が不在等の場合は代理者を会議に出席させることができる。
- 4 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告掲載の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、**広告**掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに**広告**掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定する期日までに**広告**原稿を提出しないとき。
- (3) その他**広告**として適当でないと町長が認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の**広告**掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、**広告**掲載料を返還するものとする。

- (1) **広告**主の責めに帰すことのできない事由により**広告**を掲載できなかったとき。
- (2) 町の都合により**広告**の掲載ができなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、**広告**媒体ごとの**広告**の掲載に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成 20 年4月1日から施行する。

## 別表

委員長	町長
副委員長	教育長
委員	総務課長
委員	住民課長
委員	産業建設課長
委員	企業管理課長